物　品　売　買　契　約　書

三原市（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）とは物品の売買について，次のとおり契約を締結する。

第１条　発注者が受注者から購入する物品の品名，規格及び数量は，次のとおりとする。

品　　名	規　　格	数　量

第２条　契約金額は，金　　円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）とする。

第３条　物品の受渡場所及び納入期限は，次のとおりとする。

（１）受渡場所

（２）納入期限　　平成　　年　　月　　日（　）

第４条　受注者は，物品を納入したときは，その旨を発注者に通知し，発注者はその通知を受けた日から１０日以内に指定した職員をして受注者立会のうえ検収するものとする。

２　受注者は，検収に立会できないときは，代理人を差し出すものとする。

３　物品の所有権は，検収に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし，移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は，受注者の負担とする。

第５条　受注者は，検収の結果，不合格となった物品は，遅滞なく引き取り，速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は第４条に定めるところによる。

第６条　発注者は，物品の納入が完了した後において，受注者から適法な支払請求書を受理したときは，その日から起算して３０日以内に，受注者に対し代金を支払うものとする。

第７条　発注者は，自己の責に帰すべき理由により，代価の支払いを遅延した場合においては，受注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で算定した支払遅延利息を支払うものとする。

第８条　受注者は，自己の責に帰すべき理由により納入期日までに物品を納入できないときは，違約金として納入期日の翌日から，遅延日数１日につき契約金額の１００分の１に相当する金額を支払わなければならない。

第９条　受注者は，納入物品の引渡し後，１年間はその隠れた欠陥について，補修の責を負わなければならない。

第１０条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

（１）期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。

（２）契約の解除の申出があったとき。

（３）契約の履行について，不正の行為があったとき。

（４）前各号のほか，受注者又はその代理人が契約事項に違反したとき。

２　前項の規定によって契約を解除したときは，契約保証金は，発注者の所得となる。保証金を納入しないときは，受注者は損害賠償として契約金額の１０パーセントに相当する額を発注者に納入しなければならない。

第１０条の２　発注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

（１）受注者が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け，当該排除措置命令が確定したとき。

（２）受注者が，独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け，当該納付命令が確定したとき。

（３）受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人を含む。）が，刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑に処せられたとき。

２　発注者は，排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって，これらの命令において，この契約に関し受注者の独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとさ

れ，これらの命令が確定したときは，契約を解除することができる。
３　前条第２項の規定は，前２項の規定により契約を解除した場合について準用する。
第１０条の３　発注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。
（1）役員等（受注者が個人である場合にはその者を，受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が，集団的に，又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
（2）役員等が，暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
（3）役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。
（4）前３号のほか，役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（5）受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
２　前条第３項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
第１１条　受注者は，契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は，その旨を直ちに発注者に報告するとともに，所轄の警察署に届け出なければならない。
２　受注者は，前項の場合において，発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
３　受注者は，暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに発注者へ報告するとともに，被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
第１２条　受注者は，この契約から生ずる権利義務を第三者に譲り渡し又は担保に供してはならない。
第１３条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じて，発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため，契約書２通を作成し，発注者と受注者が記名・押印をして，各自その１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

発注者　三原市
代表者　　三原市長　天　満　祥　典　　印

受注者　住　所
氏　名　　印